

平成 25 年第 1 回定例会 県民企業常任委員会

平成 25 年 3 月 18 日

西村委員

神奈川県企業庁経営方針の策定を踏まえて、平成 26 年度を初年度とする神奈川県営水道事業経営計画を新たに策定するとの報告がございましたが、経営計画策定については、12 月の定例会の一般質問で、我が会派の渡辺議員が提言をさせていただき、また、私もさきの本委員会で質問をしたところです。これは、厚生労働省健康局の新水道ビジョンを受けての策定になると思いますが、新水道ビジョン策定検討会において、健康面の配慮から鉛管、そして耐震性の問題から石綿セメント管の早期解消が必要であると記載がされておりましたが、一方、一部事業体では取組が遅れているとの記載もございましたので、本県の状況の確認をさせていただきたいと思います。

神奈川県において、法定耐用年数の 40 年を経過した水道管の延長はどのくらいあるのでしょうか。

水道施設課長

県営水道では、口径 75 ミリメートル以上の送配水管につきまして、材質的に強度の劣る昭和 46 年以前の管を老朽管として扱っておりまして、この延長が平成 23 年度末で 1,360 キロメートルございます。また、40 年を超えた管ということになりますと、昭和 47 年度に布設しました延長が約 260 キロメートルございまして、トータルでは約 1,620 キロメートルとなるわけでございますが、昭和 47 年度以降は材質的にも優れておりますので、実際にはまだまだ使える管だと考えております。

西村委員

耐震性に問題があるとされている石綿セメント管の現状はどうなっているのでしょうか。

水道施設課長

石綿セメント管につきましては、県営水道では昭和 63 年から平成 4 年までの 5 年間で、石綿管解消事業を主力的な施策として取り組みまして、解消を進めたわけですが、その後、残っている管についても随時解消を行いまして、平成 23 年度末では、私道に布設されたものや、道路境界が不確定であり撤去できないものが約 600 メートル、使用している管で残っております。

西村委員

それ以外に、現在使用されていなくて地中の中に埋もれているというような石綿管はないのでしょうか。

水道施設課長

国県道につきましては、新しい管を入れるときに撤去しておりますけれども、市町道につきましては、口径の大きい管や、支障となる管については撤去しておりますが、存置している管も実際はございます。

西村委員

それらは把握をされているのですか。

水道施設課長

現在使っていない管ですので、実際にはどこにどれだけ入っているという数量の把握はできておりません。

西村委員

把握されていないということですが、道路陥没のおそれがあるような口径の大きなものというのもその中に含まれている可能性はありますか。

水道施設課長

水道管の口径が大きい場合、壊れると道路陥没の危険がございますので、撤去できる場合は撤去を行っておりますし、撤去がどうしても困難な場合には、発泡モルタル等の充てん剤を詰めることによって陥没が起きないように処置をしております。

西村委員

石綿管ということになると、工事のときに周りへの配慮が必要だと思うんですが、その辺りの対策はどうなんでしょうか。

水道施設課長

石綿を含んでおりますので、切断をしたり、壊したりしたときの粉じんを吸い込みますと、がんの原因になるということでございます。そのため、特定化学物質の石綿に指定されておまして、これを撤去等を行うのに当たりまして、特定化学物質の石綿分野の講習を受けた者が作業主任者として従事することになっております。また、作業の方法につきましては、県営水道でも特記仕様書を定めまして、湿潤な状態、濡れた状態で粉じんが飛散することがないように処理すると同時に、作業主任者の下で適切に処理ができるよう、作業主任者、各営業所の職員についても、作業主任者になり得る資格を有したものを配置して対応しているところでございます。

西村委員

一方、鉛管の方は解消を進めていると承知しているんですけども、現状どのようになっていますでしょうか。

水道施設課長

平成 23 年度末でございますけれども、公道分の鉛管の残存件数が 3 万 6,700 件あり、これから今年度も含めまして 4 年間、平成 27 年度までにこれを解消する計画でございます、年間 9,000 件程度解消すればほぼ達成できる見込みとなっております。

西村委員

新水道ビジョン案では、目指すべき方向性として、安全、強じん、持続の観点から施策を展開すると掲げられておりますが、神奈川県営水道事業経営計画においては、目標到達点を設定していただき、具体的な施策を計画性を持って推進ができるような計画策定をしていただきますようお願いいたしまして、次の質問を

させていただきます。

引き続きは、若者サポートステーションについて伺いたいと思います。

事業の概要説明については割愛をさせていただきます、二、三、確認させていただきますと思います。

県内に5箇所のサポートステーションがあるということですが、自立に困難を抱えている若者支援について、この五つのサポートステーションで県内をカバーできるのでしょうか。

青少年課長

県内には5箇所のサポートステーションがございますが、具体的には、横浜、鎌倉、川崎、相模原、それから今回、昨年4月に本県が主導して設置しました県西部若者サポートステーションがございます。横浜、鎌倉、相模原は、主に政令市が設定しておりますので、政令市と一部湘南地域をカバーしております。県西部のサポートステーションは県西部と湘南の西部などに加えまして、県央地区の厚木や大和なども対象地域として、合計21市町村と連携して取り組んでおります。

来年度から新たに座間市も連携市町村として御協力いただくことになっておりまして、まだ、全てではございませんけれども、ほぼ県全域をカバーできるよう努力しているところでございます。

それから、サポステの対象地域は、国の実施要綱で各都道府県が国へ推薦するに当たりまして、事業の実施の範囲や地域を示すことになっておりますが、実際にはいろいろなところから御相談にまいりますので、御相談にこられた方については地域を限ることなく支援を行っております。小田原のサポートステーションにも、横浜や横須賀の方もいらっしゃいます。実務的には、私どもとしては県全域をカバーできるよう取り組んでいるところでございます。

西村委員

小田原にも横浜からおいでになるということですが、私も直接お話を伺ってまいりました。横浜、川崎、そして小田原もサポートステーションを見させていただいて、それぞれの特徴があるというのが私の印象でした。県内全域で等しくこの問題に取り組むためには、五つのサポートステーション間の連携が必要、重要となってくると思うんですけれども、こうした広域的な連携について、県として今後はどう取り組んでいかれるんですか。

青少年課長

サポートステーションは、若者の就職支援のノウハウがありますNPOに国が運営を委託しまして、関連の自治体が支援するという形で運営しております。それぞれの団体がいろいろなノウハウを持っておりますし、また、地域の実情に応じまして、若者の職業的自立支援の取組を行っております。こういった意味で、それぞれのサポートステーションは、地域特性に応じて個性的な取組を行っている状況でございます。

一方で、県内の対象者に対する支援をより効果的にやっていくためには、それ

それぞれのサポートステーションが持っています特徴を相互に生かし、また、共通な課題について連携していくことも大切であると考えております。そのため、県西部サポートステーションを設置し、半年が経過しまして、実績を出した段階で、サポートステーションを運営しているNPOと青少年課が、県内の他の四つのサポートステーションと意見交換を順次行いました。各サポートステーションの利用状況、支援の内容、特徴的な取組、また、抱えている課題などについて意見交換を行いました。

こういった意見交換を踏まえまして、サポートステーションの緩やかな連携が必要という認識をいたしまして、来年度、五つのサポートステーションからなります連携会議を立ち上げまして、情報の共有や課題についての意見交換などに取り組んで、全県的な支援が更に進むよう取り組んでまいりたいと思います。

西村委員

来年度から連携をとっていただけるということでした。それぞれに特徴があるなど、私も同じように個性を生かす連携が必要ではないかと実感させていただいたところです。これまで行政というのは、より平均的な結果を求めるところがあったかと思うんですが、こと若者サポートステーションについては、個々人の特性や性格、あるいは、目指したい職業であったり、環境であったり、本当に様々な問題、違いがあると思うんです。それぞれのサポートステーションの特性を生かし、連携をして取組を進めていただけますように要望いたしまして、私の質問は終わります。

西村委員

私は、公明党神奈川県議団を代表し、諸議案に賛成の立場から意見発表を行います。

当委員会には、かながわ人権施策推進指針、かながわ国際施策推進指針、かながわ男女共同参画推進プラン第3次の改定審議が付託されております。これらは、いのち輝くマグネットかながわの構築のための重要な道しるべになるものであると考えますので、それぞれについて意見、要望を申し添えます。

まず、かながわ人権施策推進指針の改定については、分野別施策の方向の項目において、各分野の個別法令や県の総合計画、個別計画を掲げたことは、人権問題の解決に向けて、具体的な取組の推進を図る上で有効であると評価いたします。しかしながら、10の分野以外となる様々な人権課題においては、問題提起はされているものの、具体的な解決に向けての取組が見えてまいりません。この様々な人権課題で取り上げられている特定の職業に従事する人、刑を終えて出所した人、性同一性障害を含む性的マイノリティーの方々など、多くの場合は御自身が抱える悩みを周囲に知られたくない等の理由から実情の把握も難しいかと思われませんが、そういう方々にこそ、プライバシーに配慮した相談窓口の充実やサポートの体制整備が必要と考えます。人権問題は、人間が人間たる尊厳を守るという人類

に与えられた大きな命題であると考えます。しかしながら、ともすれば理念に逆行する向きがあるのではと危惧するところです。あくまでも、一人の命と暮らしと存在を守るための具体的な政策展開の指針となりますよう要望いたします。

次に、かながわ国際施策推進指針についてですが、同指針には災害時における外国人支援の推進が盛り込まれましたが、私が、さきの本委員会で提案をした双方向性の災害対策、つまり、外国籍の方々にも防災・減災の力として活躍していただくという観点からの記述はありませんでした。東日本大震災の被災地では、今、外国人留学生を防災・減災の戦力として育成しようという取組が広がっています。指針では、言葉や習慣に不慣れな外国人を災害発生時どう支援するかという視点から、いわば要援護者に位置付けているわけですが、実際、3・11 東日本大震災発生時、山下町では庁内会館で華僑総会の皆様が炊き出しを行うなど、神奈川県民として大いに活躍をしてくださいました。防災・減災に向けて、県内に長くお住まいの外国籍の方々に限らず、留学生をはじめとする、若く、体力、知力に優れた外国人の方々の潜在力も活用すべきであると考えます。また、地域の防災訓練に参加を促すことで、地域での交流も深まると考えられますので、御検討をお願いいたします。

次に、かながわ男女共同参画推進プランとそれに係る具体の施策について申し上げます。

推進プラン及び施策には、私が本会議の一般質問で提言したものが盛り込まれました。一つは女性の参画が進んでいない分野での参画の促進として、防災分野での取組が掲げられたことです。県防災会議への女性委員の登用等評価いたしますが、実際に発災現場に必要な女性消防団員等の拡大が進んでおらず、より一層の自治体や自主防災組織への働き掛けをお願いいたします。また、一つには女性の就業支援において、男女共同参画を預かる県民局と商工労働局、保育を預かる保健福祉局が連携し、推進するとしたことは、かねてより提言したことであり、高く評価いたします。また、具体の施策として、大学生を対象としたキャリア教育プログラムの作成が挙げられておりますが、私はこれに対し、大学生が社会に出る前に、共働き家庭で子育て体験をするインターンシップや、実際に今、子育てをしながら働く女性を講師とした研修、あるいはメンター、助言者として女子学生との面談を設けるなど、具体的な提案をさせていただきました。能力を發揮しながら仕事と子育てを両立し、働き続ける将来像を学生が思い描くことができるようなプログラムにするべきと考えます。御検討をお願いいたします。

次に、青少年のための施策について言及いたします。

若者サポートステーションについて、長い間就労していない若者が就業的自立を果たすには支援が必要であり、また、その支援においても、当事者の性格や状況に合ったものを提供できることが望ましいと考えます。県内五つのサポートステーションにはそれぞれの特徴があり、これらが連携し情報を提供し合うことは、より当事者にマッチしたサポート体制の構築につながると考えます。よろしく御推進をお願いいたします。

次に、企業庁所管の施策について申し上げます。

平成 24 年 11 月に、県営水道が大和市と排水栓の取扱いについて覚書を締結し、自主防災組織が初期消火に使用できるようになったと報告がありました。これは、地域防災の観点から大変有意義な取組であると考えます。地震発生時の火災については同時発生が懸念され、自主防災組織の初期消火が減災の要となります。安全防災局とも連携し、積極的に各消防機関との協力体制を推進されますよう要望いたします。

次に、当初予算案に計上されている配水運用施設整備事業についてですが、水道水の安定供給に欠かせないものであり、東日本大震災を踏まえ、災害に強いシステムにすることは重要であり、既存の施設の状況を鑑みると、平成 30 年度までとなっている施行期間をできれば前倒しにし、速やかに災害対応力の強化を図るべきと考えます。

最後に、このほど神奈川県企業庁経営方針の策定と併せて、平成 26 年度を初年度とする神奈川県営水道事業経営計画を新たに策定するとの報告がありました。水道事業経営計画の策定については、さきの定例会で我が会派から一般質問で取り上げたところでございます。これは、厚生労働省の新水道ビジョンを受けて策定されると承知しておりますが、その新水道ビジョン案では、取組の目指すべき方向性として、安全、強じん、持続の観点から施策を展開するとしています。具体的に目標到達点を設定し、経営計画を推進されますよう要望いたします。

以上、意見、要望を申し上げ、公明党神奈川県議団として、当委員会に付託された諸議案に賛成いたします。